

第五回國會 衆議院 圖書館運営委員會會議錄 第四号

昭和二十四年五月十二日(本曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 早稻田柳右三門君
理事 水谷 昇君

北澤 直吉君 關内 正一君
多田 勇君 圓谷 光衛君
山口 好一君 森戸 辰男君
中西伊之助君

委員外の出席者

國立國會圖書館長 金森徳次郎君

四月十九日

委員中野四郎君辞任につき、その補欠として尾崎行雄君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十三日

委員尾崎行雄君辞任につき、その補欠として中野四郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

國立國會圖書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる國立國會圖書館支部圖書館及びその職員に関する法律案起草に関する件
國立國會圖書館組織規程の一部を改正する規程案
閉会中の審査に関する件

(筆記)

○早稻田委員長 これより會議を開きます。

國立國會圖書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる支部圖書館及びその職員に関する法律案起草の件

を議題といたします。まず金森國立國會圖書館長から御説明を伺つて、その上で御討議を願いたいと思ひます。

○金森國會圖書館長 御参考までに御説明申し上げます、支部圖書館を完備して國會圖書館を充実していただきたく、從來規定上必ずしも明らかでなかつた点二つにつきまして法律上具体的に規定していただきたいというのが私ども圖書館側の希望であります。

その第一点は、國立國會圖書館の行政各部門に置かれる支部圖書館は昨年八月に創設されて以來、逐次その業務態勢を整え、たゞいまは本圖書館の一翼といたしまして、所屬行政官廳の調査及び企画の面におきまして重要な役割を果して参りましたが、過去約一箇年の経験と研究の結果、これらの支部圖書館の所在、名称等につきましては、具体的な法律上の確認が必要であるといたしましたので、支部圖書館の權威を高めるといふ意味で、現行法の不備を改善する必要があると思ひるのであります。これが第一点であります。

次に支部圖書館だけで現在百二十万部の書籍を有しておりますが、本年上半期分としてさらに五万部を増加する予定であります。ところが現在の職員では兼務者が多く、ことにますくはげしくなる業務の複雑化とともに、十分にその機能を發揮することができず、また職員も不安定であり、行政整理の対象とせられる可能性が多いので、これらの欠陥を補うために、熟練した専任者を設置すること

と、その定数の決定についての法律的裏づけが必要であるとの結論に到達したのであります。

以上二つの理由から、ぜひともこの法律案を提出していただきたいと思ひます。

なお、司法部の支部圖書館につきましては、現在のところ最高裁判所圖書館のみであります。裁判所法中に規定されておりますので、これとの振合上からも、さらにまた本年度は本館のあつせんで各支部圖書館に五十万円ずつの予算が物件費として割当てられましたが、これが合理的に使用されるためにも、以上二点の改善案を法律上確認していただきたいのであります。

○早稻田委員長 たゞいまの館長の御説明に対して、何か御質問がござらぬでしょうか……

○圓谷委員 各支部圖書館と行政官廳との關係はどうなつておりますか。

○金森國會圖書館長 各支部圖書館は、各省廳等の附屬機關であります。これは特殊な附屬機關であつて、一般的附屬機關ではないという二面的性格があるのであります。たとえば大藏省にある支部圖書館では、大藏省に必要なる書籍、大藏省關係の書物を有しておりますので、この点から見れば大藏省の圖書館のような感じもいたしますが、同時に國會圖書館の支部圖書館として國會に奉仕するという面も持つておりますので、二つの面で行政官廳と關係しておるといえるのであります。

なお、現在のところ中央と各支部圖書館との連繫並びに支部圖書館相互の連繫はうまく行つてゐる模様であります。この二面的性格を有しているという点からも、各支部圖書館は各省廳設置法中に規定しないで、独立の設置法で規定するのが妥当であろうと思ひます。またこの二面的性格から行政各部門支部圖書館長は、私が任命権者であります。これらの部門を代表する連絡調整委員會の委員の推薦が必要であります。なお、國家公務員法の適用を受ける者につきましては、所屬長官の同意を得なければならぬことになつております。

○森戸委員 館長は職員に含まれるのですか。

○金森國會圖書館長 どちらでもよいと思つております。

○森戸委員 定員法との關係はどうなつておりますか。

○金森國會圖書館長 職員は、各行政機關の職員でありますので、その定数は当然定員法中に定められる各省の定員中に含まれますので、増員は必要といたしておりません。この法案第四條で「当該行政機關の職員の定員の範囲内において」と規定したゆゑんであります。

○北澤委員 五十万円は行政廳の予算となるのか、またその流用は……

○金森國會圖書館長 行政廳の予算の中で、圖書館の費目として独立に計上

され、流用は許されぬことになつております。

○圓谷委員 その中には人件費も含まれてゐるのですか。

○金森國會圖書館長 本年度予算編成の際にも、物件費は若干の計上を見たのであります。職員は若干の計上を見たのであります。従つて人件費につきましては、たゞいまのところ他人のふんどしで相撲をとるといふか、つこうになつております。

○圓谷委員 支部圖書館の職員の任命は、本館長が行うのですか。

○金森國會圖書館長 支部圖書館長は國會圖書館長が行いますが、中の職員につきましては、こちらでは関與いたしておりません。

○山口(好)委員 専任職員を置くことすれば、人件費は圖書館から出すようにしたらよいと思ひます。

○金森國會圖書館長 それも理想ではありますが、現在のところなか／＼思うようになりません。

○多田委員 この法律を單行法にすることは困難なのですか。

○金森國會圖書館長 できないことはありませんが、行政廳側の希望でござつたのであります。

○多田委員 近く通商産業省が差出すことになつておりますが、この圖書館は……

○金森國會圖書館長 五月二十日に名乗りを挙げることになつております。

○早稻田委員長 他に御質疑はありますか。——ないようでございますか

ら質疑はこのくらいにいたしました。案文を決定したいと思いますが、案文はこれでよろしゅうございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 案文は決定いたしました。ではこの法律案の提出についてお諮りいたします。これは本委員会提出といたしたいと存じますが御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 それではさよう決しました。

○早稲田委員長 次に国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案を議題といたします。

まず金森国会図書館長より改正の理由と改正点を承りたいと思っております。

○金森国会図書館長 これは国会図書館内部機構の変更であります。

本図書館はその特殊な性格から他の官廳では見られない建築部という一部局が独立に存在いたしております。將來国会図書館の木格的な建築を行いますのは、この建築部であります。この部局には設営に関する技術の専門家がいますのでありまして、これまで他官廳の例にならつて、管理部の所管に属しておりました國有財産の維持管理に關する事務を、その性質上設営技術の専門家のおります建築部の所管に移した方が妥当と考えられますので、人員を異動することなく移管しようとするものであります。何とぞ御承認くださいますようお願いいたします。

○早稲田委員長 何か御質疑はございませぬか。これは国会図書館内部機構の單なる移管でありまして、別に

御発言もないようでありますから、ただちに原案の通り承認いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 御異議なしと認め、本改正規程案は原案の通り承認するに決しました。

○早稲田委員長 この際ちよつとお諮りいたします。間もなく会期も終了いたしますが、国立国会図書館の運営に關しましては、最近いろいろ問題が出ておりますので、閉会中も継続して審査いたしたいと存じます。ことに地方図書館の運営状況並びに機構の調査をいたしますことは、国会図書館運営上寄與する点が多いと存じますので閉会中を利用いたしまして一度せひ地方図書館を視察いたしたいと思ひますが、委員派遣の承認を申請する前に、閉会中も継続して審査することを院議に諮らねばなりません。従つてこの旨議長に申し出たいと存じますが、御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○早稲田委員長 次に委員派遣の承認申請の件についてお諮りいたします。継続審査が許可になりましたならば、さつそく委員派遣承認申請をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 それではさよう決しました。

なお、派遣の期間、人選、派遣地及び申請の手續等につきましては、これまで委員長に御一任願いたいと存じま

すが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 それではさよう決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十分散会

〔参照〕

国立国会図書館法第二十條の規定により行政各部門に置かれる

国立国会図書館支部会計検査院図書館	会計検査院
国立国会図書館支部人事院図書館	人事院
国立国会図書館支部内閣文庫	総理府
国立国会図書館支部総理府統計局図書館	総理府
国立国会図書館支部宮内廳図書館	宮内廳
国立国会図書館支部經濟安定本部図書館	經濟安定本部
国立国会図書館支部物價廳図書館	物價廳
国立国会図書館支部外務省図書館	外務省
国立国会図書館支部大藏省文庫	大藏省
国立国会図書館支部法務省図書館	法務省
国立国会図書館支部文部省図書館	文部省
国立国会図書館支部厚生省図書館	厚生省
国立国会図書館支部農林省図書館	農林省
国立国会図書館支部通商産業省図書館	通商産業省
国立国会図書館支部特許廳図書館	特許廳
国立国会図書館支部運輸省図書館	運輸省
国立国会図書館支部郵政省図書館	郵政省
国立国会図書館支部電氣通信省図書館	電氣通信省
国立国会図書館支部労働省図書館	労働省
国立国会図書館支部建設省図書館	建設省

支部図書館及びその職員に関する法律

第一條 左の表の上欄に掲げる国立国会図書館支部図書館（以下支部図書館という。）は、国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第二十條の規定によりそれぞれ下欄に掲げる行政機関に置かれたものとする。

第二條 各支部図書館に支部図書館長各一人を置く。

第三條 各支部図書館に、専任の職員を置く。

第四條 第一條に規定する行政機関の長は、前條に規定する職員の定数を、当該行政機関の職員の定員の範囲内において、支部図書館の状況に照じて、適當な数に定めなければならない。この場合において、当該行政機関の長は、国立国会図書館の館長に協議しなければならない。

附則 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行し、通商産業省に置かれる支部図書館に關しては、昭和二十四年五月二十日から適用する。

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館組織規程を次のように改正する。

第二條第四号を削り、第五号を第四号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

第八條、第二号を第三号とし、第二号として次の一号を加える。

二 國有財産の維持管理に關する事務を行うこと。

附則 この規程は、公示の日から施行する。